

「さいたま市流域治水推進協議会」について

目的【さいたま市流域治水推進協議会設置要領第 1 条】

さいたま市において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」への転換を促進させ、効果的に施策を推進するため、さいたま市流域治水推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- ❑ 流域治水の趣旨を踏まえ、部局横断的な取組を行うため、本協議会を令和 3 年11月に設立
- ❑ 流域治水の推進に係る調整、検討
- ❑ さいたま市流域治水プロジェクトの策定及び更新



- ✓ 流域治水の趣旨を踏まえ、本市としての取組や理念を共有
- ✓ 流域治水推進のための新たな取組を検討



「さいたま市流域治水推進協議会」について

令和6年度の取組（抜粋）

- 『流域治水』の広報展開の検討
メール署名での表記、名刺への貼付、缶バッジの制作及び関係者への配布



- 市報さいたまへの掲載
“流域治水 みんなで作ろう水害に強いまち” と題して家庭できる取組について掲載



「さいたま市流域治水推進協議会」について

令和6年度の実施（抜粋）

- 『流域治水』について講義を開催
荒川上流河川事務所 流域治水課を招き、
「流域治水における認知度向上への取組と事例紹介」と題した講義を開催



流域治水における 認知度向上への取組と事例紹介

令和7年1月29日

荒川上流河川事務所



「さいたま市流域治水推進協議会」について

検討結果とりまとめ【施策一覧表、施策体系図】

[illegible]